

スーパーマネーワン

[スーパーマネー包括保険]

SUPER MONEY ONE



SUPER MONEY ONE は、 『ご契約後の事務の簡素化』と 『オーダーメイドで充実した補償』を 追求した商品です。

merit 1 ご契約後の事務を 簡素化しました。

- 前年度売上高に基づいた定額の保険料で1年間包括的に補償します。
- 輸送額の通知や保険契約期間終了後の保険料の確定精算が不要です。
- 保険の対象を細かく特定する必要がありません。5ページに記載の「貨紙幣類」「有価証券」が包括的に補償の対象になります。(このうち、一部の「貨紙幣類」「有価証券」を特定したお引受も可能です。)

merit 2 オーダーメイド設計で 充実した補償をご提供します。

- 輸送中だけでなく保管中も補償の対象になります。輸送中のみを補償の対象とすることも可能です。
- 1事故あたり60億円を限度に支払限度額の設定が可能です。
- 手形・株券等の有価証券に事故が発生した場合、即時払(*)を行います。
- 第三者から預った貨紙幣類、有価証券に対する賠償責任を補償する特約、輸送を委託している運送会社等への損害賠償請求権を放棄する特約もご用意しております。

(*)即時払の詳細は4ページをご覧ください。

SUPER MONEY ONE は、

貴社のニーズにマッチした補償を

オーダーメイドでご用意します。

貨紙幣類、有価証券の輸送や保管に関するお客様のリスク実態はさまざまです。

お客様のニーズに応じたお見積書をオーダーメイドで設計させていただきます。

お見積りにあたっては、以下の項目をお知らせください。

point | **1 貴社が所有されている
貨紙幣類、有価証券の種類**

point | **2 輸送と保管の実態**
・輸送額 ・平均保管金額 ・輸送方法 ・保管方法 等

point | **3 1輸送あたりの最大輸送金額
最大保管金額**

point | **4 保管場所の警備等の
セキュリティ状況** 等

詳細は「ヒアリングシート」をもとに質問させていただきます。

取扱代理店または当社までお問い合わせください。

SUPER MONEY ONE は、大切な貨紙幣類、有価証券を輸送中から保管中まで切れ目なく補償する保険です。

基本プラン

このようなものを

お客様が所有し日本国内に所在する
貨紙幣類・有価証券^(*)が対象となります。
第三者から受託した貨紙幣類・有価証券は別途オプション特約をセットしない限り、この保険の対象とはなりません。



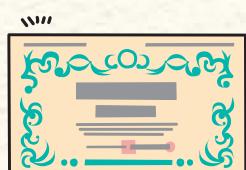
現金



小切手



手形



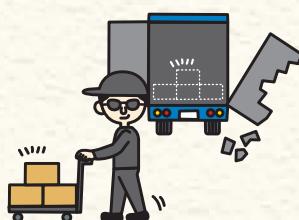
株券

等

このようなときに

火災・盗難等偶然かつ外来的な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。

輸送中



輸送中の盗難
(置き忘れを含む)



輸送用具の事故

輸送方法

携行^{(*)1}、護送^{(*)2}、書留郵便(簡易書留、配達証明書留郵便を含み、特定記録郵便を除きます。)または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便が対象となります。

(*)1 「携行」とは、全輸送過程を通じて、保険の対象が携行人の管理下におかれている状態をいいます。

(*)2 「護送」とは、警察等の公的機関や民間警備会社による警備付きの輸送をいいます。

保管中



火災・爆発



保管中の盗難

保管場所

保管場所とは、店舗・事務所等の「保管建物」または「保管構内」をいいます。ご契約時に、保管場所の名称・所在地を特定していただく必要はありません。

(*) 対象となる貨紙幣類・有価証券の種類は、5ページ「保険の対象(補償の対象となる貨物)」をご覧ください。

スーパーマネーワンは法人のお客さまを対象とした保険です。
一部の業種につきましてはスーパーマネーワンでお引き受けできません。
スーパーマネーワンでのお引受ができない場合は別の商品をご案内させていただきます。
(詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。)

このように補償します



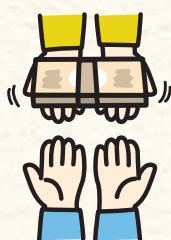
実損を補償

保険金額および支払限度額を限度として、貨紙幣類・有価証券に発生した実際の損害の額をお支払いします。また、ご契約期間中に何度事故が発生しても支払限度額は減額されません。



各種費用

拾得者に対する報労金、公示催告・除権決定または法律上の喪失株券の失効手続に要した費用、再発行費用等も補償します。



即時払

公示催告手続(株券の場合は喪失株券の失効手続)を行つていただいた後、最終的な損害の額の確定前に一定額を限度に即時払をいたします。

⇒ 即時払とは?

手形や株券等の有価証券に保険金を支払うべき事故が発生した際には、まず必要な法律上の公示催告手続もしくは喪失株券の失効手続(株券の場合)を行つていただきますが、最終的な損害の額が確定するまではある程度の期間が必要となります。その場合に最終的な損害の額の確定前に一定の金額を限度に保険金をお支払いする制度を即時払といいます。(ただし振出人または引受人が被保険者となる手形については即時払を行いません。)なお、除権決定後(もしくは株券失効後)財産上の直接損害が発生しなかつた場合、即時払した保険金はご返却いただくことになります。(株券の場合は、即時払した保険金ではなく、再発行された株券のうち即時払の対象となった株式数と同数の株券を当社あてにご返却いただきます。)

オプション特約

お客様のニーズによりマッチした
補償内容にするため以下の
各種特約もご用意しています。

損害賠償請求権放棄特約 (第1種)

保険金をお支払いした際に、当社が運送会社等に対する損害賠償請求権を放棄する場合にセットします。(割増保険料が必要です。)

貨物賠償責任担保特約 (契約上の賠責担保)

貴社以外の第三者から受託した貨紙幣類・有価証券に対する法律上または契約上の賠償責任を補償する場合にセットします。(割増保険料が必要です。)

保険料の精算に関する特約

保険料算出の基礎を前年度売上高から他の項目(輸送額等)に読み替え、通知・確定精算を行う引受方式とする場合にセットします。

即時払規定削除特約 (スーパーマネーワン特約用)

有価証券について即時払を行わない場合にセットします。(保険料の割引を行います。)

スーパーマネー包括保険(スーパーマネーワン)について

保険の対象(補償の対象となる貨物)

現金・小切手等の「貨紙幣類」および手形・株券(新株券を除きます。)等の「有価証券」が対象となります。

具体的には以下のものが補償の対象となります。

貨紙幣類

- (1) 貨紙幣
- (2) 小切手(小切手としての要件を充足しないものは除きます。)、トラベラーズチェック、郵便切手、料額印面が印刷されたはがき、レターパック、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙、金券、商品券、ギフト券、図書券、購買券、景品券、食券、株主優待券(額面金額があるもの)、自治体発行の有料ごみ処理券、クーポン券、高速道路回数券、入場券(前売券を含みます。)、郵便為替、利札、記名・捺印済み預貯金の払戻請求書、宝くじ(抽せん日前に限ります。)
- (3) 商品引換券
- (4) 乗車券(定期券、航空券を含みます。)、プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用カード、ガソリンスタンド用カード等)
- (5) 金・銀・白金の地金、ダイヤモンド原石
- (6) ゴルフ会員券
- (7) 上記記載のうち、外貨建の「貨紙幣類」

有価証券

- (1) 預貯金通帳、預貯金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳、金証書、金信託証書、その他の金預り証書または証券ただし、印鑑とともに輸送・保管される場合は「貨紙幣類」とみなします。
- (2) 手形(手形としての要件を充足しないものは除きます。)、C.P.(コマーシャル・ペーパー)、株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書
- (3) 国債証券、公社債券、公債登録済書
- (4) 株券(「新株券」を除き予備株券を含みます。)、新株引受権証書「新株券」とは以下のものをいいます。
 - ①株式会社の設立に伴い発行される株券
 - ②株式会社の増資に伴い発行される株券
 - ③株式会社の合併に伴い発行される株券
 - ④株式会社の減資に伴い発行される株券
 - ⑤株式会社の商号変更に伴い発行される株券
 - ⑥株式額面の引き上げ、引き下げに伴い発行される株券
 - ⑦株式の分割に伴い発行される株券
- (5) 出資証券
- (6) 投資信託の受益証券
- (7) 貸付信託の受益証券、抵当証券
- (8) 国債・株券・公社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証
- (9) 船荷証券、倉庫証券
- (10) 荷渡指図書
- (11) 上記記載のうち、外貨建の「有価証券」

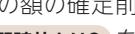
○ただし、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 被保険者^(*)の事業用以外のもの(家計用のものや社員積立金等)
- 被保険者以外の法人または個人から輸送または保管を伴う業務を受託したもの(第三者から受託した貨紙幣類・有価証券にかかる賠償責任を補償する場合は、4ページに記載のオプション「貨物賠償責任担保特約(契約上の賠責担保)」をセットする必要があります。)
- 被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等
- 使用有効期限が設定されているものでこれを経過した後のもの
- 電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、仮想通貨等

(*)被保険者とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

- 盗難、不着、火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・墜落等、輸送中・保管中に生じた偶然かつ外来的な事故により貨紙幣類・有価証券に生じた損害
- 公示催告および除権決定の手続、または法律上の喪失株券の失効手続に要した費用
- 遺失物法に基づき、当社の同意を得て拾得者に支払った報労金
- 保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用
- 保険の対象が再作成または再発行された場合は、それに要した費用

これらにより被保険者の損害が確定した後に保険金をお支払いします。ただし、手形・株券等の有価証券に事故が発生し、法律上の公示催告手続(株券の場合は喪失株券の失効手続)を行っていただいた場合には、最終的な損害の額の確定前に一定額を限度に保険金をお支払い(即時払)することができます。即時払の詳細につきましては、4ページ  をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
 - ・輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
 - ・運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
 - ・戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
 - ・ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
 - ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他の類似の事故によって生じた損害
 - ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
 - ・原子核反応等による損害
 - ・債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落による損害
 - ・取引相手の詐欺による損害
 - ・偽造、変造、模造もしくは^{がんぞう}贋造による損害
 - ・身代金の支払い、恐喝による損害
 - ・保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム(ATM等金融機関のオンライン端末機を含みます。)の操作による損害(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。)
 - ・帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違いによる損害
 - ・保管中に生じた「紛失・原因不明の数量不足」による損害
 - ・「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
 - ・化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
 - ・保険証券上、「金庫外保管不担保」とした場合、「金庫」内以外での「保管中」に生じた損害(ただし、「金庫」投入前後の仕分け・袋詰・両替・名義書換・帳簿記帳等の通常かつ合理的な作業中を除きます。なお、「金庫」とは、防火性・防犯性を備えた持ち運び困難なものをいい、手提げ金庫や鍵付きキャビネットは「金庫」に含まれません。)
 - ・通常かつ合理的な輸送過程に該当しないと判断される間に生じた損害(たとえば、遊興の場・接待の場等へ立寄りしている間に発生した損害は保険金をお支払いしません。)
 - ・携行、護送、書留郵便または貴重品扱い輸送以外の輸送方法で輸送されている間に生じた損害
 - ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害
- ※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

保険価額と保険金額

保険価額^{(*)1}は、スーパーマネーワン特約記載のとおりとし、保険金額^{(*)2}は保険価額と同額とします。

(*)1 保険価額とは、保険の対象を金銭に評価した額のことをいい、保険金を支払うべき事故が発生したときに被保険者が被る可能性のある最高見積額をいいます。

(*)2 保険金額とは、保険加入時の契約金額のことをいい、保険金を支払うべき事故が発生したときに支払われる最高限度額をいいます。

支払限度額について

1回の保険金を支払うべき事故でお支払いする保険金は、「1事故あたり支払限度額^{(*)1}」を限度とします。
ただし、以下①～③が適用されます。

①金庫外保管中の支払限度額

「金庫外保管中支払限度額^{(*)2}」を限度とします。

②屋外に設置された自動販売機内に収容中の支払限度額

100万円または「金庫外保管中支払限度額^{(*)2}」のいずれか低い金額を限度とします。

③即時払の支払限度額

「1事故あたり支払限度額^{(*)1}」または10億円のいずれか低い金額を限度とします。
ただし、金庫外保管中(上記①)については、金庫外保管中の支払限度額と10億円のいずれか低い金額が限度となります。

(*)1 「1事故あたり支払限度額」
輸送中・保管中の区別なく、貨紙幣類・有価証券合算で適用する1事故あたりの支払限度額のことをいい、ご契約時に設定させていただきます。

(*)2 「金庫外保管中支払限度額」
「1事故あたり支払限度額」の範囲内で、ご契約時に設定させていただきます。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険契約者および被保険者についてご確認ください

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。また、被保険者(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)の設定についてもあわせてご確認ください。

2. お申し込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1) 商品の仕組み

スーパー・マネー包括保険(スーパー・マネーワン)は、保険契約期間を1年間とする運送保険です。日本国内において輸送・保管される現金・小切手・手形等の貨紙幣類・有価証券を対象に、保険契約期間中に生じた盗難・火災等偶然・外来の事故による損害をオール・リスク条件で補償します。

(2) 補償内容

- ①保険金をお支払いする主な場合
「保険金をお支払いする主な場合」(5ページ)をご確認ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合
「保険金をお支払いしない主な場合」(6ページ)をご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この商品には、ご契約時にお申出があり、当社が承認する場合にセットできる特約(オプション特約)があります。主な特約は、「オプション特約」(4ページ)をご確認ください。なお詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 保険の対象

お客様が所有し日本国内に所在する現金・小切手等の「貨紙幣類」および手形・株券(新株券を除きます。)等の「有価証券」が保険の対象となります。
保険の対象となるものおよび保険の対象に含まれないものは5ページをご確認ください。

(5) 保険契約期間

保険契約期間は1年間です。

(6) 引受条件

ご契約の際は以下の項目を確認および取り決めさせていただきます。
①前年度の売上高を保険料算出の基礎とさせていただきます。
②包括補償ではなく、一部の「貨紙幣類」「有価証券」を対象とする場合には、対象とする「貨紙幣類」「有価証券」を取り決めさせていただきます。
③輸送中のみの補償か、輸送中と保管中をあわせた補償かをご選択いただきます。
④輸送中・保管中(金庫内)共通の1事故支払限度額を設定させていただきます。
⑤保管中を補償の対象とする場合には④の支払限度額内で、実態に応じて(注)金庫外保管中の1事故支払限度額を設定させていただきます。
(注)「金庫外不担保」条件の場合や「輸送中のみ担保」条件の場合は設定不要です。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 事故が発生した場合の手続

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)

ご契約後、次に該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、保険料を追加で請求もしくは返還させていただく場合もあります。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

保険の対象の変更	保険の対象を変更するとき。 (保険の対象を特定してご契約いただく場合)
----------	--

その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返り金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約書に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領收証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットはスーパー・マネー包括保険(スーパー・マネーワン)の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款・特約条項(このパンフレットでは、特別約款・特約条項を特約と記載しています。)によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特別約款・特約条項等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起った場合は

マリン事故連絡ダイヤル(24時間365日)までご連絡ください。

「マリン事故連絡ダイヤル」

0120-258-637 (無料)

*平日9:00~17:00にお電話いただいた場合は当社担当部署に直接つながります。それ以外の時間帯では、マリン事故連絡ダイヤルにつながりますが貨物保険(運送保険・貨物海上保険)にかかる専門のスタッフがおりませんので、申し訳ございませんが担当者への事故連絡のお取り次ぎのみとさせていただきます。追って当社担当からご連絡させていただきます。

● ご相談・お申込先

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

こちらから

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉 0120-632-277(無料)

アクセスできます▶



指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)